

持続可能な社会保障制度の確立を求める意見書

我が国は世界に類を見ない速さで高齢化が進展しており、慢性疾患や複数の疾病を抱える患者の増加が見込まれている。こうした状況に対応していくためには、各地域において、急性期の医療から在宅医療、介護までを切れ目なく提供する体制を構築し、患者の早期の社会復帰とともに、高齢者が住み慣れた地域において継続的に生活できるよう支援していくことが必要である。

そのためには、地域の医療・介護の担い手である医療従事者や医療機関等が、将来にわたり十分且つ安定的に確保される中で、団塊の世代が75歳以上となる2025年から先の将来をも見据えた、より効率的で効果的な医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を推進していかなければならない。

また、国民と医療機関等に不合理な負担を強いている医療等に係る消費税については、医療機関等の経営を脅かし、国民への適切な医療・介護の提供を妨げる大きな要因となっていることから、2019年10月の消費税率10%への引上げが迫る中、早急に抜本的な解決を図っていかなければならない。

よって、国においては、持続可能な社会保障制度の確立のため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 持続可能な社会保障制度の確立に向けて、国民が将来にわたり必要且つ十分な医療・介護を安心して受けられるための適切な財源を確保すること。
- 2 国民と医療機関等に不合理な負担を強いている医療等に係る消費税問題の抜本的な解決を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月19日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛 て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
社会保障・税一体改革担当大臣

福島県議会議長 吉 田 栄 光